

Question 1 次世代育成支援対策行動計画とは？

次世代育成支援対策行動計画とは、急速な少子化の進行などを踏まえて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るために制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、地方公共団体に計画の策定が義務付けられた計画のことです。

〔習志野市では…〕

習志野市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年に策定した「次世代育成支援対策行動計画」を基本に事業に取り組んできましたが、その後の社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化などに迅速に対応していくために「次世代育成支援対策行動計画」の必要な見直しを行い、平成22年度から26年度までを計画期間とする、「次世代育成支援対策行動計画(後期)」を策定することとしました。

平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
計画策定	前期計画					計画見直し	後期計画				

〔計画の対象は…〕

この計画の支援対象は、主に18歳未満の児童(児童福祉法第4条)と妊産婦を含めた児童を持つ家庭となっていますが、それ以外の方についても、社会全体で子育てを支え、少子化の流れを変えるという視点から、積極的に計画の実行に参加していただくことを目指しています。

Question 2 次世代育成支援のイメージは？



Question 6 年齢に応じた支援は？

この計画で支援対象としている18歳未満の児童(児童福祉法第4条)の年齢に応じた主な支援をまとめると、以下のとおりになります。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	9歳 3年生	12歳 6年生	15歳	18歳		
	妊娠中	就学前(在宅・幼稚園・保育所・こども園など)						小学校	中学校	高校			
親と子どもの健康づくり支援など	健康相談		妊婦・産婦・新生児・乳幼児訪問		健康診査(妊婦・乳児一般健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査等)		予防接種(予防接種法に基づく)					健康教育	
親子交流・仲間づくり支援など	こどもセンター		つどいの広場(きらっ子ルーム)		保育所・こども園地域開放		幼稚園・こども園 子育てふれあい広場						
仕事と子育ての両立支援など	休日保育		一時預かり		病児・病後児保育		預かり保育		ファミリー・サポート・センター			放課後児童会 (障害のある児童は6年生まで)	
障害児福祉など	知的障害児通園施設 あかし学園		肢体不自由児通園施設 あじさい学園		幼児言語療法施設 ひまわり学園								
教育相談・不登校・引きこもりなど							教育相談		適応指導教室				
居場所づくりなど							あつまこども会館		子ども講座				
家庭教育学級など	明日の親のための学級		育児講座		幼児家庭 教育学級		PTA家庭教育学級						
経済的支援など	民間保育施設入所児童助成		幼稚園就園奨励費補助		子ども手当		子どもの医療費等助成		児童扶養手当・ひとり親家庭自立支援給付金			ひとり親家庭等医療費等助成	
虐待通告・相談など							就学援助費		子育て支援相談室				

計画の内容は？

この計画で取り組むべき主な具体的事業を、以下のとおり設定しました。(主なものを抜粋)

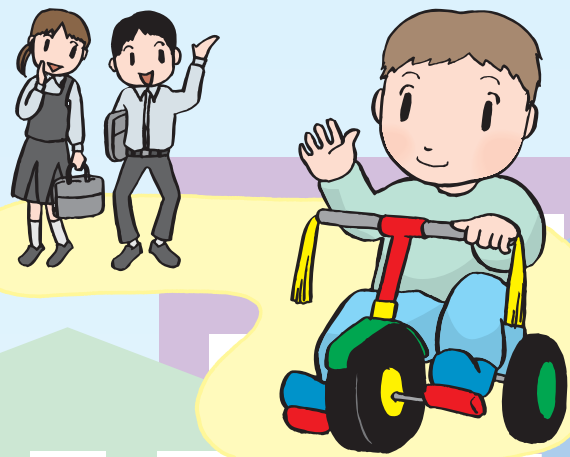
基本施策 1 次代の親の育成

1) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の充実

- 小学生・中学生・高校生のキャリア教育の推進
(小学生・中学生を対象にした職場体験を充実し、職場体験を受け入れる企業を開拓するとともに、部活動を含めた学校教育全体を通じたキャリア教育を推進)
- 開かれた学校づくりの推進
(開かれた学校づくりを推進するために、学校評議員制度をすべての市立小学校・中学校・高校に導入)

2) 家庭や地域の教育力の向上

- (仮称)キッズスポット・サービスの実施
(公民館の空いている部屋を利用し、安全・安心な放課後の子どもの居場所を確保)
- 地域交流事業の充実
(学校支援ボランティアの活用など、地域の人材や素材などの授業への活用と地域との交流を推進)
- 中学生と幼稚園児・保育所児・こども園児の交流の充実
(中学校家庭科、総合的な学習の時間などの授業の一環として、中学生と幼稚園児や保育所児、こども園児との交流を实践)



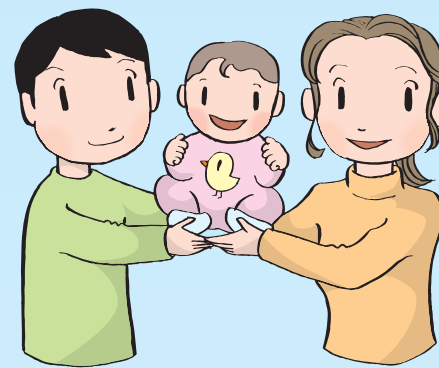
基本施策 2 子育て・子育て支援体制の整備

1) 地域における子育て支援の充実

- こども園の整備
(幼稚園、保育所、こどもセンターが一体となったこども園を整備し、地域の子育て・子育ての拠点として、様々な支援を実施)
- 保育所・こども園における保育サービスの充実
(待機児童ゼロを目指し、保育定員を増やすとともに一時預かり施設や22時までの受け入れ態勢がある施設を拡大)
- 民間保育事業者の多様なサービス力の活用
(通常保育受け入れ枠の拡大や延長保育時間の拡大、休日保育などに、民間保育事業者のノウハウによる多様なサービス力を活用)
- ファミリー・サポート・センターの充実
(育児・家事支援に加えて、ショートステイ(児童の宿泊を伴う預かり)支援を行い、ファミリー・サポート・センター機能を充実)
- 放課後児童会の運営
(各児童会において、希望する小学校1年生から3年生までの児童を受け入れるとともに、障害のある児童については、引き続き6年生まで受け入れ、指導員を加配)
- 幼稚園・こども園における預かり保育の充実
(幼稚園・こども園で、預かり保育を継続して実施)

2) 仕事と子育ての両立の推進

- 子育てに関する制度の活用推進
(職業生活と家庭生活の両立に関する制度について情報提供するとともに、市内企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを、商工会議所と連携して啓発)



基本施策 3 親と子どもの健康・安全の確保

1) 親と子どもの保健医療体制の充実

- 健やかな子を産み育てる体制の充実
(母子健康手帳の交付から始まる、妊娠・出産・育児を通した一貫性のある健診・相談・教育の実施体制を充実し、思春期保健を含めた親と子の健康づくりを推進するとともに、母子保健活動の拠点としてのヘルスステーションの充実)
- 心身の健康についてハイリスク者の把握と支援の充実
(病気や障害の可能性を早期に把握し、適正な医療や療育の体制につなげるとともに、子どもの心身の健全な発育・発達を阻害する因子に対して早期に対応)
- 小児救急医療体制の整備、充実
(小児が休日・夜間の急病時に、確実に受け入れられる診療体制の充実)

2) 安心、安全な生活環境の整備

- 地域防災計画の見直しと各種防災対策の拡充及び強化
(災害から子どもたちの命と身を守るため、防災訓練や防災教育の実施、幼稚園や保育所・こども園・小学校・中学校などの安全性の向上など、各種防災対策の拡充及び強化)

- 男女共同参画の子育て意識啓発
(「ママ・パパになるための学級」「明日の親のための学級」で、夫婦の役割を考えるきっかけとなる内容をプログラムに盛り込み、啓発)

3) 個別に支援を必要とする子どもへの支援体制の充実

- 虐待の予防、早期発見と対策、防止
(会議、研修などの開催や、養育支援家庭訪問事業、子育て支援相談室での相談・支援などにより児童虐待防止に努めるとともに、健康相談や健康診査、訪問指導などの機会での児童虐待の予防及び早期発見と民生委員・児童委員、母子保健推進員による予防・防止活動の実施)
- (仮称)発達相談センターの整備
(幼児言語療法施設「ひまわり学園」の機能を再編し、子どもの成長・発達に関する総合的な相談支援及び指導の中核施設を新総合福祉ゾーンに整備し、子どもの発達と家族を支援する体制を整備)
- 発達支援サポートネットワークの充実
(「発達支援システム等検討協議会」の専門的な助言、指導を得ながら、関係機関の職員による「発達支援サポートネットワーク会議」で議論を深め、施策の立案やシステム整備を図るとともに、障害の有無にかかわらず、発達に心配がある子どもに対しては、保護者の意向を踏まえて個別支援計画を作成し、個別の状況に応じた指導や訓練の実施と注意欠陥多動性障害(ADHD)・学習障害(LD)・アスペルガー症候群などの発達障害のある児童の早期発見、支援を強化)

家庭や地域でできることは？

はじめから子育てをする力を備えている家庭は多くありません。そこで、子どもの成長、自立や子育てを支援していくために子育てをされている家庭や地域ではどのようなことができるでしょうか。

〔たとえば 家庭では…〕

- ◆ひとりで悩まず 周りに相談
- ◆ストレスを感じたら 心身をリフレッシュ

- ◆早寝、早起きなどの生活リズム
- ◆規則正しい食習慣



- ◆親子でふれあう時間
- ◆子どもの話をよく聞く
- ◆良いことをした時にしっかりほめる
- ◆悪いことをした時にきちんとしかる

- ◆学校行事などへの参加による仲間づくり
- ◆いのちの大切さを伝える

- ◆子どもが抱く興味や関心を大切に
- ◆責任感や自立心の育み



〔たとえば 地域では…〕

- ◆地域の子どもの声かけ
- ◆子育て家庭へのあたたかい見守り

- ◆隣近所でのあいさつ
- ◆安心して安全な地域づくり

- ◆学校などでの地域交流活動への参加
- ◆子どもが集まる地域の行事

どんな考え方で策定したの？

〔計画策定の目的は…〕

「次世代育成支援対策行動計画(後期)」では、子育てについては、父母、その他の保護者が直接の責任を持つということの基本としつつも、保護者が子育ての意義や子育ての喜び、さらには子育てを行うことにより、子どもとともに保護者自身も成長していくということなどに配慮しながら、地域全体で子育てや子どもの成長、自立を支援していくことをモットーとして、長期的視点のもとにこれまでの子育て・子育て支援施策を継続し、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるまちづくりを引き続き目指します。

『子育て・子育てを みんな 地域で支えるまち 習志野』

〔基本理念〕

子どもたちが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、そして元気に成長していけるような、安全で安心して暮らせる地域社会を、私たちは築いていく必要があります。

私たち習志野市民は、家庭や地域、学校、職場で、子育てをする意義を見直し、どうしたら子どもを生き育てやすい環境になるか、子どもたちが何を求めているのか、そして子どもたちに何が必要なのかを、市民と行政・学校・企業が協働して考え、行動していきます。

〔基本視点〕

『自立力』・『家庭力』・『地域力』

次の3つの視点から、この計画を策定しました。

- 1 『自立力』 = 子どもがたくましく生きていく力を養う視点
- 2 『家庭力』 = 家族が支え合い、子育てに喜びを感じる視点
- 3 『地域力』 = 地域が子どもや家庭をあたたかく応援する視点

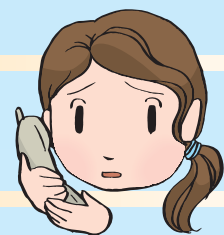
〔基本目標〕

基本理念を踏まえて、この計画の基本目標を以下の3つにまとめました。

- 1 次代の親の育成を支援します
- 2 子どもの心身の健全な成長と自立を支えます
- 3 安心して子育てができるよう支援します

Question
7

困ったときの相談先は？



内 容	場 所	電話番号 (市外局番047)	受付日時
妊産婦や乳幼児の健康、 乳幼児の発育・発達、予防接種など	各ヘルスステーション	453-2922 (健康支援課)	月～金 8:30～17:00
乳幼児の育児相談、親子交流など	こどもセンター (鷺沼・東習志野)	452-3711(鷺沼) 477-0115(東習志野)	月～土 9:00～16:00
	つどいの広場(きらっ子ルーム) (やつ・おおくぼ)	475-5544(やつ) 471-4158(おおくぼ)	水～月(やつ) 月～土(おおくぼ) 9:00～16:00
子育てに関する情報 (子育て情報誌「ならしの子育て ハンドブック」など)	子育て支援課	453-9203	月～金 8:30～17:00
幼稚園・保育所・こども園の 入園・入所、一時預かりなど	こども保育課・各幼稚園・ 保育所・こども園	453-5511 (こども保育課)	月～金 8:30～17:00
お子さんが病気時の保育	赤松小児科内科医院 「エンジェル保育室」 千葉県済生会習志野病院 「キッズケアルームなでしこ」	493-4239 (エンジェル保育室) 473-7872 (キッズケアルームなでしこ)	月～金 8:30～18:00 (土は13:00まで)
育児・家事などの援助を受けたい時	ファミリー・サポート・センター	452-3533	月～金 8:30～17:00
放課後児童会の入会申込み・相談	教育委員会青少年課	453-7379	月～金 8:30～17:00
お子さんのことばや発育・発達など	総合福祉センター 「ひまわり学園」	451-2922	月～金(予約制) 8:30～17:00
お子さんの教育や不登校、 引きこもりなど	総合教育センター	475-8341	月～金(予約制) 9:00～17:00
	適応指導教室 「フレンドあいあい」	471-1236	月～金 9:00～15:00 (木は12:00)
あづまこども会館の利用	あづまこども会館	477-9077	火～日 9:00～17:00
子ども講座の受講など	各公民館	453-9382 (教育委員会社会教育課)	月～金 8:30～17:00
育児講座、 家庭教育学級での学習など	各公民館	453-9382 (教育委員会社会教育課)	月～金 8:30～17:00
民間保育施設入所児童助成、 幼稚園就園奨励費補助など	こども保育課	453-5511	月～金 8:30～17:00
子ども手当、 子どもの医療費等助成など	子育て支援課	453-9203	月～金 8:30～17:00
ひとり親家庭への支援	子育て支援課	453-9203	月～金 8:30～17:00
家族関係、家庭環境、 虐待など(児童虐待通告窓口)	子育て支援課内 子育て支援相談室	453-7322	月～金 8:30～17:00
休日・夜間の急病時	習志野市急病診療所(保健会館内)	451-4205	毎日 20:00～23:00

お問い合わせ

習志野市こども部 こども政策課

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼1-1-1

TEL:047-451-1151 FAX:047-453-5512 <http://www.city.narashino.chiba.jp/>

ダイジェスト版

習志野市

次世代育成支援対策行動計画 (後期)

Action Plan for Next Generation

子育て・子育てを
地域(みんな)で支えるまち 習志野



平成22年3月
習志野市